

下野市 「天平の丘公園 夜明け前」

運営事業者募集 要項

平成29年4月

下野市

## 《目 次》

|    |              |       |
|----|--------------|-------|
| 1  | 運営事業者公募の概要   | ・・・ 2 |
| 2  | 施設の概要及び業務内容  | ・・・ 2 |
| 3  | 申請者の資格       | ・・・ 2 |
| 4  | 申請方法         | ・・・ 4 |
| 5  | 提案を求める内容     | ・・・ 4 |
| 6  | 申請に当たっての注意点  | ・・・ 5 |
| 7  | 費用負担に関する事項   | ・・・ 7 |
| 8  | 損害賠償保険への加入   | ・・・ 7 |
| 9  | 公募説明会        | ・・・ 7 |
| 10 | 申請に関する質問及び回答 | ・・・ 7 |
| 11 | 審査方法及び審査基準   | ・・・ 8 |
| 12 | 今後の予定        | ・・・ 8 |
| 13 | 問い合わせ等       | ・・・ 9 |

### 問い合わせ先

〒329-0492 下野市笹原26番地

下野市産業振興部 商工観光課 観光グループ

電話 0285 (32) 8907 F A X 0285 (32) 8611

Eメール [syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp](mailto:syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp)

下野市ホームページ <http://www.city.shimotsuke.lg.jp>

※この募集要項は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

## 下野市「天平の丘公園 夜明け前」運営事業者募集要項

下野市では、天平の丘公園内にある「夜明け前」に隣接する「展示室」を、デリカテッセン形式のテイクアウト方式で飲食物を取り扱う売店に改修し、「夜明け前」を、飲食物の持ち込み可能なスペースと民俗的古道具の展示スペースに改修します。これらをプロデュース・管理運営をする事業者を募集します。

### 1 運営事業者公募の概要

#### (1) 施設の名称及び所在地

名称 下野市天平の丘公園夜明け前(古民家、厨房)

所在地 下野市国分寺821番地1

#### (2) 使用許可期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年間)

#### (3) 運営事業者の選定基準及び選定方法

下野市「天平の丘公園 夜明け前」運営事業者公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)第5条に規定する選定基準に基づき、下野市「天平の丘公園 夜明け前」運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において書類審査及びプレゼンテーションを行い、「運営事業者の候補者」を選定します。ただし、選定のための会議は非公開とします。

#### (4) 審査結果等の通知

選定結果については、申請者に対して通知するとともに、市ホームページで公表します。

### 2 施設の概要及び業務内容

本施設を一括して管理運営します。詳細は、別紙仕様書を参照してください。

### 3 申請者の資格

#### (1) 申請できる者

申請者は、「個人、法人、その他の団体(法人格の有無は問いません)」又は、「複数の法人その他の団体で構成されるグループ(以下「共同事業体」という。)(以下「民間企業等」という。))」で、次の要件を満たすものとします。

- ア 指定期間にわたって、安定して本施設を管理運営できる経営能力を備えていること。
- イ 十分な管理運営実績を有すること。ただし、共同事業体の場合においても、十分な管理運営実績を有する法人、その他の団体が構成団体に含まれていること。
- ウ 次の各号に該当しないこと。（下野市「天平の丘公園 夜明け前」運営事業者公募型プロポーザル実施要領第2条）
- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に該当する者
  - (イ) 実施要領の公布の日から企画提案書提出日までの期間に、国県及び本市の指名停止の措置を受けている者
  - (ウ) 実施要領の公布の日から事業提案書提出日までの期間に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第56条の規定による営業停止の処分を受けている者
  - (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
  - (オ) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
  - (カ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者
  - (キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
  - (ク) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - (ケ) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨

げる者若しくは妨げた者

- (ロ) 参加表明書受付締切日前の直近1年間の国税、本店所在地の都道府県税、市町村税又は下野市税を滞納している者

#### 4 申請方法

##### (1) 申請書類

次に掲げる書類を提出してください。

- ア 申請書 (様式第1号)
- イ 企画提案書 (様式第2号)
- ウ 添付書類 (共同事業体の場合は、代表の会社のもの)
  - (ア) 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書 (法人の場合のみ、発行から3か月以内のもの。法人以外の団体にあつては会則等)
  - (イ) 当該団体の直近2ヶ年の決算書 (貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書)
  - (ウ) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
  - (エ) 国税及び地方税の納税証明書
  - (オ) その他必要書類

##### (2) 提出部数

正本1部・副本7部 (複写可)

##### (3) 公告日・受付日時

- 公告日 平成29年4月3日 (月)
- 期間 平成29年4月3日 (月) から平成29年5月19日 (金)  
(土・日除く)
- 時間 午前9時から午後5時まで (12時から1時除く)

##### (4) 提出方法

下野市役所商工観光課に直接持参してください。  
下野市笹原26番 下野市役所3階

#### 5 提案を求める内容

##### (1) 本施設の管理運営に関する「企画提案」

(設計協議に参加してもらいます)

以下の項目について、「企画提案書 (様式第2号)」に記載してください。

- ア 企業体制実績について
  - (ア) 財政基盤、経理状況
  - (イ) 類似事業の実績
- イ 店舗コンセプトについて
  - (ア) コンセプト
  - (イ) 店舗レイアウト
- ウ メニューについて
  - (ア) コンセプト
  - (イ) メニューラインナップ
  - (ウ) メニューの更新
- エ 店舗運営について
  - (ア) 日常サービス
  - (イ) 連携等
  - (ウ) プロモーション
  - (エ) 安全対策
  - (オ) 安全衛生管理
- オ 体制スケジュールについて
  - (ア) 管理体制
  - (イ) スケジュール
- カ 売上計画等について
  - (ア) 売り上げ計画
  - (イ) 売上見合
- キ 自主事業について
  - (ア) 集客事業等・自主事業
- ク その他特に記すべき事項があれば記入してください。

## 6 申請にあたっての注意点

### (1) 複数申請の禁止

1 民間企業等につき 1 申請とします。

### (2) 共同事業体の申請

複数の団体で構成される共同事業体での申請については、次の事項に注意してください。

- ア 共同事業体名、事務所所在地及び代表者を定めてください。
- イ 申請書類の申請者は、共同事業体の代表者としてください。
- ウ 申請後の代表者及び構成団体の変更は認めません。

エ 共同事業体の代表者及び構成団体は、当該施設に関し、単独又は他の共同事業体の構成団体となり申請を行うことはできません。

**(3) 申請書類の取扱い**

提出された書類は返却いたしません。

**(4) 費用負担**

公募説明会への参加、申請書類作成等に要する費用は、自己負担とします。

**(5) 再提出等の禁止**

提出した申請書類の再提出、差し替えはできません。

**(6) 申請書類の取扱い及び著作権**

申請書類の著作権は、それぞれの団体に帰属します。

ただし、選定、選定結果の公表及び特定に係る事務に必要なときは、市が書類の全部又は一部を使用できるものとします。

**(7) 書類の規格等**

申請書類等は、日本工業規格A4版の規格を使用するものとします。

ただし、既に作成されている書類を添付書類として利用する場合は、他のサイズを使用することができます。

企画提案書は、1申請10ページ以内とし、参考資料は任意とする。

なお、申請書類はA4ファイルに綴じ、必ずページ番号を通して付し、ファイルの表紙及び背表紙に申請書の名称及び申請者名を表示してください。

**(8) 失格**

次のいずれかに該当する申請者は失格となることがあります。

ア 提出方法を順守せずに申請書類を提出したもの

イ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

**7 費用負担に関する事項**

**(1) 市が運営事業者に支払う費用**

開設準備支援補助金

詳細は、「天平の丘公園 夜明け前」開設準備支援補助金交付要綱を参照

(2) **改修工事費等**（改修工事費等については、市が負担する）

改修工事費 35,100 千円を限度とする(諸経費等必要経費を含む)

備品費 3,996 千円を限度とする(設置費等必要経費を含む)

(3) **運営事業者が負担する費用**

別紙仕様書を参照してください。

## 8 損害賠償保険への加入

提供した飲食物に起因、または運営管理上の瑕疵により事故等が発生し利用者等の第三者に対して損害賠償の義務が生じた場合、運営事業者がその賠償責任を負うこととします。また、運営事業者は損害賠償の履行を確保するため、損害賠償保険に加入してください。

## 9 公募説明会

### (1) 公募説明会の開催

プロデュース・管理運営を希望する事業者を対象に、現地にて説明会を開催します。

ア 日 時 平成29年4月17日（月）午後2時

イ 場 所 下野市天平の丘公園 夜明け前

ウ 参加者 1 民間企業等につき2名までとします。

### (2) 公募説明会参加受付

公募説明会に参加する場合は、受付期限内にお申込みください。

ア 受付期限 平成29年4月14日（金）まで

イ 提出先 下野市役所商工観光課

ファクシミリ又は電子メールによりお申込みください。

F A X 0285 (32) 8611

Eメール syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp

## 10 申請に関する質問及び回答

### (1) 質問書の提出

電子メールにより質問を受け付けます。質問書には、質問事項のほか、民間企業等の名称、所属の住所、氏名、電話番号等を記入してください。質問書の様式は任意とします。



ア 受付期限 平成29年4月21日（金）午後5時まで  
イ 提出先 下野市役所商工観光課  
Eメール syoukougankou@city.shimotsuke.lg.jp

## （2） 回答

質問事項に関する回答は、電子メールにより送信します。

※質問した民間業者等以外にも電子メールにより送信します。

回答予定日 平成29年4月24日（月）

## 1.1 審査方法及び審査基準

### （1） 審査方法

<第1次審査>

参加民間企業等が参加資格要件等を満たしているか否かの確認を、提出された提出書類等を基に事務局が行う。

<第2次審査>

選定委員会において、書類審査とヒアリングを行います。ヒアリング時においては、提案者からプレゼンテーションを実施していただきますが、その際、書類審査に提出された申請書により実施していただきます。なお、ヒアリング等の場所・時間等は、別途お知らせします。

### （2） 審査基準

下野市「天平の丘公園 夜明け前」運営事業者公募型プロポーザル実施要領第5条に基づく選定の基準に照らし総合的に審査し、運営事業者を選定します。

## 1.2 今後の予定

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| （1）申請書類の提出期限          | 平成29年5月19日 |
| （2）選定委員会（審査プレゼンテーション） | 平成29年5月29日 |
| （3）運営事業者の特定           | 平成29年6月16日 |
| （4）運営事業者との協定書締結       | 平成29年6月19日 |
| （5）運営事業者業務開始          | 平成30年4月 予定 |

## 1.3 問い合わせ等

〒329-0492 下野市笹原26番地  
下野市産業振興部商工観光課 観光グループ 担当 近藤  
電話 0285 (32) 8907 F A X 0285 (32) 8611  
Eメール [syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp](mailto:syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp)